

第八十三号議案

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

宅地建物取引業法等関係手数料条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法等関係手数料条例（平成十二年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の部イの項中「三万三千元」の下に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）」を加え、同部ロの項中「三万三千元」の下に「（当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、二万六千五百円）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の改正に伴い、電子情報処理組織を使用した申請に係る手数料を定める必要がある。